

のために他の野党からは「疑似PAP」と揶揄されているが、だからこそ有権者とくに中間層は「安心して」労働者党に投票するのであろう。2020年総選挙で大きく得票率を伸ばした主要な野党と野党を支持した有権者の意識についてのさらなる説明があれば、読者はより多角的にシンガポールの政治や国民意識を理解できただろう。

3点目は、重要なタームについての説明が不十分であること。「リー・クアンユーが建国以来、多民族・多宗教の社会を統合して国民国家を形成する上で、人々に刷り込んできた『シンガポール人』という人工的なアイデンティティ」(p. 12)とはどのようなアイデンティティなのか、そもそもシンガポール人アイデンティティとは何で、それはどのように創られてきたのかなどについての考察があれば、さらによかっただろう。また、副題の「未来の都市国家」とは具体的に何を意味するのかについての説明も欲しかった。さらに、「リー・クアンユー・モデル」は説明があるものの、その他に「国家資本主義」の循環モデル、「拡大・成長＝国家発展」モデル、低コスト・効率優先の国家・社会発展モデル、高付加価値・創発型の産業モデルなど、モデルが散見される。安易にモデルという言葉を使って終わるのではなく、もう少し丁寧にそれぞれの意味を説明して欲しかった。

もっとも、シンガポールが民主化されるならどのようなプロセスで、どのような民主主義が実現するのか、また、どのようなシンガポール人アイデンティティをどう醸成するのかなどは評者自身の課題でもある。政治、経済、外交面で転換期を迎えつつあるシンガポールについて、本書のような多方面の幅広い知見を持つ一般書が出たことを喜びつつ、評者自身の課題を探究していきたい。

(田村慶子・北九州市立大学法学部)

笹岡正俊；藤原敬大（編）。『誰のための熱帯林保全か——現場から考えるこれからの「熱帯林ガバナンス」』新泉社，2021，251 + xxviip.

本書はインドネシアをフィールドとする研究者、

NGO活動家らによって2016年以来続けられてきた「熱帯林ガバナンス研究会」の成果である。ブラジルに次いで広大な熱帯林が分布していたインドネシアだが、1980年代以降急速にその豊かさは消えていった。昨年グラスゴーで開催されたCOP26で「2030年までに森林破壊をゼロにする」との合意がなされたが、インドネシアの環境林業大臣は「できないことは約束できない」と述べるなど、この問題の将来はまだ安心できない。危機的な熱帯林の保全のために1990年代以降国際的な対策が取られるようになった。本書では、国際資源管理認証、FPIC（自由意思による、事前の、十分な情報に基づく同意）、それに企業の「自主行動方針」が取り上げられている（p. 19）。リーダーの笹岡正俊氏によると、熱帯林開発のガバナンスのあり方をめぐる意思決定に影響を与えることが難しい人びとが直面している問題は、熱帯林保全の道具立てが整備された後も放置されている。そこで本書は、森林開発が引き起こしてきたさまざまな問題に対処する制度が整備された後のインドネシアを対象として、草の根のアクターの視点から熱帯林ガバナンスの姿をとらえ直すことを目指している（pp. 22-25）。

本書は、序章、第I部「誰のための『熱帯林ガバナンス』か」、第II部「認証制度が現場にもたらしたもの」、第III部「『住民の同意』とは何か」、第IV部「土地支配の強化のなかで」、という4部で構成されている。編者の方針が全体を貫いて統一された論点を扱っているが、問題意識が十分に展開されたかどうか、あるいは重要な問題を見逃しているのではないかなど、以下各章の論点を紹介し、評者の見解を記す。

第I部第1章「力を持つアクターたちがつくり出す『現実』とかき消される声」（笹岡正俊）では、インドネシア最大の紙パルプ企業APP社による自主規制型ガバナンスの仕組みが、環境や地域社会にやさしいという企業イメージを氾濫させ、情報発信力の弱い地域の人びとの姿を不可視にするという。その例証にジャンビ州L村B地区の事例が紹介されている。2006年にL村にシナールマス系のW社が事業展開し、以前焼畑、ゴム、アブラヤシ栽培、林産物採取をしていた土地を植林地へ転

換した。住民は抵抗し、2013年に一部の住民が500 haを不法占拠した（B地区）。その後ザ・フォレスト・トラストとジャンビ農民組合（PPJのことか？）の仲介があったが、以後膠着した（pp. 41-47）。APP社は1984年以来大規模な産業造林事業を展開してきたため、環境NGOや人権団体の批判を受け、2007年に森林管理協議会（FSC）はAPP社の認証取得を拒否した。2010年に製品ボイコットを受けると、APP社は2013年に「森林保護方針」を発表し、環境NGOや人権団体も一転APP社へ協力支援した（pp. 32-38）。だが、APP社による情報の選択的開示が行われ、土地紛争の記録でも不透明さが残る。APP社は有償の評価サービス企業に自社の評価を委託し、最高ランクの評価を受けたが、土地紛争下の人びとの姿が見えにくくなった（pp. 47-52）。

評者は次のような感想を持った。まず、ジャンビ州L村B地区とあるが県名、郡名までは明かすべきだ。次に、W社が来る前のL村（2016年人口1万1,000人）の構成が明確でない。L村で土地を失った50家族がB地区の住民である。だが、域外からL村にきた土地のない人びとも含まれている（p. 44）が、どういう人びとなのか。L村の住民は民族的にムラユ系なのか、あるいはミナンカバウ系なのか、明かされない。それ抜きには、土地へどのような権利関係を持っているのかが分からない。更に、L村の紛争の調停役であるザ・フォレスト・トラストとジャンビ農民組合の位置づけが不明である。インドネシアの土地紛争の多くで、インドネシア農民組合（PPI）やインドネシア農民連盟（SPI）、国家農民連合（STN）などの全国組織が「指導」をしている。インドネシア政治にも大きな影響を持つこうした全国組織の指導を受け入れるかどうかは個々の都合で決まる。B地区住民の立場はもっと詳細に検討されるべきである。

第2章「持続可能な森林経営をめぐるポリティクス」（藤原敬大）を読み、評者は2010年のグリーンピースによる反ネスレキャンペーンを思い出した。キットカットに使うパーム油を生産するためにインドネシアの熱帯林が破壊され、オランウータンが絶滅に追いやられているとの動画は衝撃的であった。藤原氏は、1993年成立したWWFを中

心とした機関でなされるFSC認証制度では、利益相反の情報開示をより厳密にしなければならないと訴える。藤原氏は、問題の多いシナールマグループやAPP社との取引をしないようにとWWFは企業や投資家に呼び掛けているが、法人会員によるそうした企業との取引には反対しないというWWFジャパンのスタンスに疑念を投げかけている（p. 81）。藤原氏は生産者と消費者をつなぐ信頼性の構築のために生産、流通、消費のシステムのあり方を問い直している（p. 87）が、藤原氏の問いかけに真摯に対応したWWFジャパンの誠実さも評価されるべきである。

第Ⅱ部第3章「パーム油認証ラベルの裏側」（寺内大左）は、2004年成立したRSPO（持続可能なパーム油のための円卓会議）の認証制度は小農への適用の点で問題をはらむと主張している。寺内氏はRSPOの認証基準はプランテーション技術を前提としたもので、一つの土地に多種多様な作物を混植し、少ない労働力と資材を用いて生産するアグロフォレストリーを志向する小農には適さないと主張し、収入の最大化よりは生活の安定を望む小農の実態を示した。寺内氏は「ジャングルラバー」を紹介している（p. 118）が、インドネシアのゴムは野生ゴムと栽培ゴムに分類される。民衆がアグロフォレストリーで育てているのは野生ゴムのはずだが、栽培ゴムに比べると野生ゴムの収量は少なく、安定していない。しかし、振動時の発熱量では優れていて、栽培ゴムと混ぜて使うと、栽培ゴム100%よりも質が向上することが分かっている。何よりも自然に近い森の形態を維持できるので、環境への負荷も少ない〔中島 2021: 113-115〕。そうした特性をもっと知らせて、アグロフォレストリーの存在意義を強調すべきである。

第4章「大規模アブラヤシ農園のRSPO認証取得と取り残された労働者たち」（中司喬之）は、RSPOの認証基準がアブラヤシ農園労働者の保護になっていない逆説を論じている。中司氏はアブラヤシ農園労働者の「構造的な問題」によく言及するが、「構造的暴力」〔同上書：279-280〕との関連性には触れていない。中司氏のいう構造的な問題とは「緑の監獄」と同義であり、「アブラヤシ農園は辺地にありアクセスが難しいため、人権侵害、

強制労働の実態が外部からは見えない」(p. 138)という。一部そうした農園があることは事実だが、一口に農園労働者といってもさまざまな属性があり、中司氏も指摘する常勤労働者と日雇い労働者の違いなど、農園のヘゲモニー関係の問題と捉えることが必要であると評者は考える[同上書：第8章]。北スマトラのL社は批判を受けるとRSPOから脱退した。RSPO認証油は全世界の取引の19%に過ぎないので、L社のビジネスは継続できる。企業にとって何らかのメリットがなければ、わざわざ認証を受けない(p. 142)との指摘は重い。

第III部第5章「インドネシア最大手の製紙会社による『紛争解決』と『住民の同意』」(相楽美穂)は、紛争解決のためのメディエーション(斡旋調停)が行われた事例を紹介し、住民がその解決策に不承不承同意していく力関係の現実と、紛争を事前に防ぐ手続きとしてのFPICの重要性を強調している。ただ、本章の法律の解釈に疑問がある。「1967年第5号森林法(林業基本法が正確)には、慣習的なコミュニティの権利が認められるとの記述がある」(p. 154, 括弧内評者)と記されているが、第何条のことか。同法第17条は「森林域内では他の法律がこの法律の目的の実現を妨げてはならない」と規定していて、そのオールマイティさが諸悪の根源である。また、「森林法と同様、1960年第5号土地基本法には、慣習的な権利は国益を犠牲にするものではなく、他の法律や規制に違反しないものとされている」(pp. 155-156)とあるが、正確ではない。土地基本法は各条項にわたって、「慣習的な土地への権利は認められるが、それは公共の利益、上位の政令に反してはならない」と制限している[同上書：23-26]。

第6章「『住民との同意』は本来の目的を果たせるのか」(浦野真理子)は、FPICが開発の手続きの標準装備になってきた時代にあっても現場への適用の実態はそれ以前とほとんど変わらない事実を指摘している。さらに、たとえ住民の「同意」があっても政府や企業の決定にお墨付きを与えるだけと批判している。しかし、スハルト時代は住民の同意を求めるプロセスはなかったから、その点では進歩(pp. 178-179)と述べている。だが、スハルト時代にも形ばかりの同意プロセスはあり、

補償金も提示された。しかしそれは村のリーダーたちの同意であるとか、MOUを守らないというケースが多かった[同上書：第4章]。本章では東カリマンタン州東クタイ県ブサン郡の5村の開発計画への異なったスタンスがもたらす実態が描かれている。住民の自己決定権を問うているが、東クタイ県は地方自治に基づき1999年創設されたわけ、その財政基盤を整えるためにアブラヤシ農園、パルプ企業の進出を望んでいたはずで、県財政の視点からの議論が望まれる[同上書：222-228]。

なお、1967年林業基本法などで設定されたKawasan Hutanの訳語を統一すべきである。寺内氏は林地、相楽氏は森林地、浦野氏は森林地域と表記している。論文集だからやむを得ないところもあるが、重要な概念だけに編者の工夫が必要だった。評者は森林域と訳している。

第IV部第7章「人びとはなぜ『不法占拠者』になったのか」(笹岡正俊)では、産業造林型移住事業で南スマトラに移住した人びとがその後丸紅の出資するM社の土地内に不法占拠する事態に至った過程を考察し、制度の不備により不法占拠に至った人びとを強制排除したM社の措置の妥当性を問い、彼らへの社会的責任を問う。また、絶滅が危惧されるスマトラゾウとの共生の道を模索している(pp. 212-216)。「制度の不備により、違法入植者になった人びと」とあるが、より条件のいいトランスイミグレーション政策では1世帯につき2haの土地と少しの野菜畑、それに家屋が支給され、最長3年間は食糧や農機具、農薬などが支給されていた。しかしそれでも、数年で他の場所へ再移住するケース、あるいは違法入植するケースもある[同上書：261-269]。どこまで制度の不備を追求したらいいのか、その線引きをどうしたらいいのか、という疑問がわく。また、ゾウとの共生の困難さはスマトラゾウの保護区として知られるランブン州ワイカンバス国立公園(1989年設立)での事例がよく示している。

第8章「カンパール半島における土地支配の強化と再生産される『違法伐採』」(原田公)では、リアウ州カンパール半島の泥炭湿地林の村での違法伐採の背景が分析されている。社会林業の一つである村落林構想が大企業の生態系回復プログラ

ムの前に頓挫し、その結果住民の一部が違法伐採に追い込まれていく様を文学的なストーリーとして描いている。その原因の一つが村落林を管理する県の予算が十分ではないことであるが、村落林がうまく機能しているといわれる事例でも同じ問題は指摘されている。グヌン・ルスル国立公園(1980年設立)に接続する北スマトラ州タンガハンのように、スハルト時代には違法伐採で知られていた地域が改革時代になってから、ゾウを利用したエコツーリズムの村に変貌した事例もあるので、違法伐採に対する解決策が皆無であるわけではない。

(中島成久・法政大学名誉教授)

参考文献

中島成久, 2021. 『アブラヤシ農園開発と土地紛争——インドネシア, スマトラ島のフィールドワークから』東京: 法政大学出版局.

柳澤雅之; 阿部健一 (編著). 『No Life, No Forest —— 熱帯林の「価値命題」を暮らしから問う』京都大学学術出版会, 2021, v+290p.

熱帯諸国の人々の暮らしの基盤となってきた熱帯林は、途上国の多くの国々にみられたように、欧州諸国による植民地時代の支配を経たのち、国家による森林の国有林化のプロセスに否応なく組み込まれていった。そして、熱帯林の国有化は、国家による国有林の保護や開発という形で、周辺に住む人々の生活に少なからず負の影響をもたらしてきた。たとえば、インドネシアでは、企業によるアブラヤシ農園開発が、住民が慣習的に管理してきた土地のはく奪や森林火災による住民への被害をもたらした [林田 2021]。一方、国有林が国立公園になると、森林保護を目的として、住民の森林資源へのアクセスが制限されたり禁止されたりすることもある。熱帯林を国際的な視点から見ると、保護地域の設定増加目標が掲げられ、植林や森林保全、持続可能な森林管理によって森林の減少や劣化を抑制する政策、いわゆる REDD+ (レッドプラス) が提言され、熱帯林は当然のように保護するものとみなされる。熱帯林に暮らす声

の小さい人々は、このような熱帯林をめぐる国内外の動向に翻弄される。

「このようなグローバル、ナショナルな観点からの森林政策に翻弄される人々」、「開発や保護によって、生計を危うくされる人々」という構図は、地域で起こっていることを単純化し、ストーリーにしやすい。しかし、地域と長く深くつきあえばつきあうほど、そういった構図には単純に当てはまらない、もっと人々の深いつながりの中に培われた森林との関わり「事実」が見えてくる。本書は、「森に関わる人たちが変化の真つただ中にあるなかに、筆者たちが飛び込んで行くことで書かれた」(p. 11) のものであり、「熱帯林に関わる人びとと彼らの置かれた状況について理解することに焦点を当てている」(p. 2) という。それがゆえに、その「事実」はリアリティをもって伝えられ、読者の心に響くものとなる。

本書の各章について簡単に説明しよう。序章(阿部健一・柳澤雅之)では、熱帯林の価値を改めて問うている。人々、企業、国家などの多様なアクターが異なる価値をもち、対立していることが熱帯林問題を複雑にしているという。本書では、熱帯林問題の解決策を模索することではなく、熱帯林に暮らし、熱帯林と関わる多様な人々に目を向け、人々の多様なつながりによって創出される新しい価値、すなわち「関係価値」に注目し、対象となる地域の人々と深く関わりながら、人々が近代的価値観と対峙する様子を描写していることが強調されている。

第1章(松浦直毅)では、中央アフリカの狩猟採集民ピグミーの村にもたらされた資源開発に、ピグミーが柔軟に適応している様子が記述されている。社会的に低い地位にあり、周縁の民族であると思われがちなピグミーは、伐採業者による伐採事業によって、人口流出や外部からの影響を受けながらも、伐採事業に参加し、伐採道路を狩猟採集のために使うたくましさや兼ね備えていた。著者は、「しなやかさ」と「はかなさ」のはざまでも揺れ動く彼らの行く末を憂いつつ、彼らの生活を知るとは、同時代を生きる我々にも深く関わる課題であると考えている。

第2章(坂梨健太)では、カメルーンでの道路